

## 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（特例公債法改正法案）について

- 特例公債（赤字国債）は、財政法第4条の特例として、「特例公債法」により発行根拠を規定。
- 現行法による発行期間はR3～7年度の5年間とされていることから、R8年度以降の特例公債発行のためには、法改正が必要。
- 引き続き特例公債の発行が必要。改正法案において、発行根拠について5年間（R8～12年度（2030年度））の延長を規定する。
- また、市場の信認を確保するため今後の5年間の改革の姿勢を明確に示す観点から、歳出・歳入改革、社会保障制度改革等の行財政改革を徹底すること、租税特別措置・補助金等の適正化に取り組むことを新たに定める。

## 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（復興財確法改正法案）について

東日本大震災からの復興にかかる財源フレームが5年間延長されたことに対応し、改正法案において、財源確保の対象となる復興施策の期間及び復興債の発行期間について5年間（～R12年度（2030年度））の延長等を規定する。

# 特例公債法 改正条文案

下線部は改正箇所

## 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和八年度から令和十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

(令和八年度から令和十二年度までの間の各年度における特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和八年度から令和十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

- 2 前項の規定による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。
- 3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

(行財政改革の徹底)

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革(現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。)その他の行財政改革を徹底するものとする。

- 2 政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。)及び補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 復興財確法 改正条文案

下線部は改正箇所

## 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から令和十二年度までの間において実施する施策(以下「復興施策」という。)に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税(以下「復興特別税」という。)を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

(復興債の発行)

第六十九条 (略)

- 2 (略)
  - 3 平成二十三年度において、一般会計補正予算(第3号)の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。
  - 4 政府は、平成二十四年度から令和十二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
- 5・6 (略)

(復興特別税の収入の使途等)

第七十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 次に掲げる株式の処分により令和十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。
  - 一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式
  - 二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式
  - 三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式
  - 四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式
  - 五 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式
- 4 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年度から令和十四年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であって国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

# 特例公債法の概要

- **財政法第4条は、公共事業費等の財源のため以外には公債の発行を認めていない（非募債主義）**。そのため、**歳入不足を補うために発行しているいわゆる赤字国債（特例公債）は、財政法の例外として、特例法により発行権限を授權してきている。**
- **平成24年度**は、特例公債法がねじれ国会のもとで秋まで成立せず、執行抑制を実施。その後、三党合意（民主党・自民党・公明党）を経て、議員修正によって、**複数年度授權を規定（平成24年度～27年度の4年間）**。
- 以降、平成24年度法を改正する形で、平成28年改正、令和3年改正においてそれぞれ5年間ずつ延長。**現行法の授權期間は令和3年度～7年度となっているため、当該期間後に特例公債を発行するためには、授權のための法制措置が必要。**

## ➤ 条文抜粋

### 財政法（抄）

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。  
2・3（略）

### 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（抄）【現行法】

第3条 政府は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。  
2～4（略）

第4条 政府は、前条第1項の規定により公債を発行する場合においては、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

## ➤ 特例公債法の経緯

### 昭和50年度～：特例公債を継続的に発行

- ✓ 昭和50年度以降、継続的に特例公債の発行を開始。なお、当初予算における特例公債の発行は、昭和51年度当初予算が初。
- ✓ 以降、単年度立法で特例公債法を制定。  
※平成2年度～5年度は当初予算で特例公債を発行していない。

### 平成24年度：議員修正により複数年度授權（4年間）

- ✓ 平成24年度は、衆参ねじれ国会のもとで特例公債法が秋まで成立せず、執行抑制を実施。
- ✓ 最終的に民主党・自民党・公明党の間で三党合意が行われ、議員修正により4年間（平成24年度～27年度）の発行権限を授權する形で成立。

### 平成28年度～：複数年度授權（5年間）

- ✓ 政府提案により、5年間（平成28年度～令和2年度）の発行権限を授權する改正法が成立。

### 令和3年度～：複数年度授權（5年間）

- ✓ 政府提案により、再び5年間（令和3年度～7年度）の発行権限を授權する改正法が成立。